

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：平成25年2月15日（諮問第107号）

答申日：平成25年11月25日（答申第69号）

事件名：特定店舗に係る店舗型性風俗特殊営業台帳の廃棄に関する起案文書（警察本部長承認）及び処理経過を明らかにした文書の不存在による非公開決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、特定店舗に係る店舗型性風俗特殊営業台帳の廃棄に関する起案文書（警察本部長承認）及び処理経過を明らかにした文書（以下「本件対象文書」という。）について、これを保有していないとして非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成25年1月24日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し次の行政文書について公開請求を行った。

諮問第101号に係る店舗型性風俗特殊営業台帳の廃棄に関する起案文書（警察本部長承認）及びその処理経過を明らかにした文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成25年1月31日、条例第10条第1項の規定に基づき、不存在による行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）

を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年2月4日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問庁に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書を公開することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

(1) 特定店舗に係る店舗型性風俗特殊営業台帳の廃棄について

諮問庁は、特定店舗に係る店舗型性風俗特殊営業台帳（以下「営業台帳」という。）を秋田県警察文書管理規程（平成12年秋田県警察本部訓令第28号。以下「文書管理規程」という。）第39条第1項に基づき、保存文書廃棄書を作成し、所属長の承認を得て廃棄したと主張しているが、既得権喪失後の営業台帳は文書管理規程第39条第4項に基づき、警察本部長の承認を得て廃棄しなければならないものである。

特定店舗に係る営業台帳の取扱いについては、実施機関が、審査請求人からの行政文書公開請求後に、警察庁に電話で照会して教示してもらった

案件である。それまで実施機関ではその取扱いについて、確定的理解はできていなかったことを示している。文書管理規程に当該文書の取扱いについて定めた記載がなく、警察庁の教示を受けなければその処理ができない既得権喪失後の営業台帳の廃棄は、文書管理規程第39条第4項に規定する「特別な理由により保存の必要がないと認めるとき」に該当し、本部長の承認を得なければ、保存期間が満了する前に廃棄することができない。そのためには、文書管理規程第16条に基づく起案文書を作成し、第18条第1項に基づき警察本部長の決裁を受け、同条第2項に基づき処理経過を明らかにしておかなければならない。

その行政文書が存在しないのであれば、特定店舗に係る営業台帳を廃棄していないか、文書管理規程に反して、警察本部長の承認を得ないで廃棄したものである。

(2) 警察署長の専決事務について

秋田県公安委員会事務代行規程（昭和50年公安委員会規程第3号）によると、警察署長の専決事務としているのは、店舗型性風俗特殊営業の届出及び変更廃止の届出受理、届出確認書の交付及び届出確認不交付通知書の交付であり、営業台帳を廃棄することの事務は委任されていない。事務の委任を受けていない●●●●警察署長が営業台帳を勝手に廃棄したとすれば、行政警察官としてあってはならないことで、許されることではないと考える。

第4 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について不存在による非公開決定を行った理由を次のように説明している。

(1) 諮問第101号について

諮問第101号の概要は、平成24年4月23日、本件審査請求人から特定店舗に係る店舗型性風俗特殊営業に関する営業開始届出書及び変更届出書の行政文書公開請求があったが、当該店舗は既得権が喪失したことにより台帳等が風俗営業等台帳削除関係綴り（以下「削除関係綴り」という。）に移動され、保存期間経過後廃棄されていることから、不存在による行政文書非公開決定を行った。

これに対し、同年5月15日に審査請求があったため、同年6月20日に秋田県情報公開審査会に諮問し、答申を得て、平成25年1月23日に審査請求棄却の裁決を行った。

(2) 本件対象文書の特定について

審査請求人は、請求しようとする行政文書の内容について、「諮問第101号に関する営業台帳の廃棄に関する起案文書（警察本部長承認）及びその経過を明らかにした文書」としていることから、裁決済みの前記(1)に関するものと認め、本件対象文書を特定店舗に係る営業台帳の廃棄に関する起案文書（警察本部長承認）及び処理経過を明らかにした文書と特定した。

(3) 行政文書非公開決定理由について

営業台帳の保存期間は永年とされているが、文書管理規程第32条に基づく文書等分類基準表の摘要欄に「廃止時に移動」と示すとおり、平成16年6月に特定店舗の既得権が喪失し、以降は営業ができないことが明らかになったことから、速やかに削除関係綴りに移動された。

当該削除関係綴りは、3年の保存期間を経て、平成20年1月1日以降に、文書管理規程第39条第1項に基づき保存文書廃棄書を作成し、所属長の承認を得て廃棄された。

さらに当該保存文書廃棄書は、1年の保存期間が満了した平成22年1月1日以降に廃棄された。以上の理由から、不存在による行政文書の非公

開決定を行った。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成25年 2月15日 諮問の受付
- (2) 同 年 2月27日 諮問庁から非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年 3月 6日 審査請求人から意見書を收受
- (4) 同 年 4月 4日 審議
- (5) 同 年 5月20日 諮問庁が意見陳述
- (6) 同 年 5月27日 審査請求人が意見陳述
- (7) 同 年 7月24日 審議
- (8) 同 年 9月10日 審議
- (9) 同 年10月 4日 審議
- (10) 同 年10月28日 審査請求人から意見書を收受
- (11) 同 年11月 8日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定店舗に係る営業台帳の廃棄に関する起案文書（警察本部長承認）及び処理経過を明らかにした文書であり、実施機関はこれらの行政文書を保有していないとして非公開としている。

2 本件対象文書の不存在について

審査請求人は、諮問第101号に係る営業台帳の廃棄は文書管理規程第39条第4項に定めるとおり、警察本部長の承認を得た上で行われるものであり、また、廃棄の際の起案文書及び処理経過を明らかにした文書は存在するはずであると主張する。

この点について検討すると、文書管理規程第39条第4項は、保存期間が満了する前の廃棄について定めたものであるが、特定店舗に係る営業台帳は、削除関係綴りに移動後、文書等分類基準表に定める3年の保存期間を経たので、文書管理規程第39条第1項に基づき保存文書廃棄書を作成し、所属長の承認を得た上で廃棄したとする諮問庁の主張に不合理・不自然な点は認められない。

また、営業台帳の廃棄の経過を明らかにした当該保存文書廃棄書は1年の保存期間を満了した後に廃棄されたため存在しないという諮問庁の説明に不合理・不自然な点は認められない。

以上のことから、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められず、本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学副学長
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士